

～軽自動車税（種別割）の減免について（お知らせ）～

東 海 市

◎ 身体障害者等に対する軽自動車等に係る減免について ◎

身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等（原動機付自転車、二輪の小型自動車等を含む。以下同じ。）について、その軽自動車税（種別割）の減免をしています。

○ 軽自動車等及び障害の範囲

次の「1 軽自動車等の範囲」及び「2 障害の範囲」の両方の条件を満たした上で、減免の申請が必要となります。

1 軽自動車等の範囲

(1) 軽自動車等の所有者及び台数等（所有者は、軽自動車検査証の所有者の欄を確認してください。）

軽自動車等の所有者	⇒ 障害者本人に限る。（ただし、一定の身体障害者で年齢18歳未満の方又は知的障害者若しくは精神障害者の場合は、その方と生計を一にする者を含む。）
軽自動車等の台数等	⇒ 障害者1人につき1台の軽自動車等に限る。（ただし、自動車検査証に事業用と記載されているものを除く。）なお、自動車税（種別割）で減免を受けている方は、軽自動車税（種別割）の減免の対象にはならない。

(注) 「一定の身体障害者」とは、2(1)「身体障害者の範囲」の表の「身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者を常時介護する者が運転する場合」の欄に記載された級別に該当する身体障害者をいいます。

(2) 軽自動車等の使用目的

身体障害者又は戦傷病者自身が運転する場合	⇒ 専ら身体障害者又は戦傷病者自身が使用するもの
身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が運転する場合	⇒ 専ら身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者の通学、通園、通院、通所又は生業のために使用するもの
身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者を常時介護する者が運転する場合	⇒ （障害者の方が入院・入所中の場合は、原則として減免の対象にはなりません。）

(注1) 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共通にしていることをいい、必ずしも同一家で生活しているかどうかは問いません。

(注2) 「常時介護する」とは、障害者のみで構成される世帯の障害者の方の軽自動車等を専ら障害者の方のために、継続して日常的に運転する場合が該当します。

2 障害の範囲

(1) 身体障害者の範囲

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲		
		身体障害者自身が運転する場合	身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者を常時介護する者が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1級から4級まで	1級から4級まで	
	聴 覚 障 害	2級及び3級	2級及び3級	
	平 衡 機 能 障 害	3級	3級	
	音 声 機 能 障 害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）		
	上 肢 不 自 由	1級及び2級	1級及び2級	
	下 肢 不 自 由	1級から6級まで（注5）	1級から3級まで	
	体 幹 不 自 由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで	
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級	1級及び2級
		移動機能障害	1級から6級まで（注5）	1級から3級まで
	心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から4級まで	1級から3級まで	
免 疫 機 能 障 害	1級から4級まで	1級から3級まで		

(注1) 2以上の障害がある場合、身体障害者手帳にはそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免に当たっては、それぞれの級別で判断しますので、必ずしも身体障害者手帳の級別とは同一ではありません。

(注2) 下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、これらの障害の級別を6級とします。

(2) 戦傷病者の範囲

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
		戦 傷 病 者 自 身 が 運 転 す る 場 合	戦 傷 病 者 と 生 計 を 一 に す る 者 又 は 戦 傷 病 者 を 常 時 介 護 す る 者 が 運 転 す る 場 合
戦 傷 病 者 手 帳	視 覚 障 害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	聴 覚 障 害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	平 衡 機 能 障 害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	音 声 機 能 障 害	特別項症から第2項症まで（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
	上 肢 不 自 由	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	下 肢 不 自 由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで
	体 幹 不 自 由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで
心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸の機能障害		特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで

(3) 知的障害者の範囲

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲 (知的障害者、知的障害者と生計を一にする者又は知的障害者を常時介護する者が運転する場合)
療育手帳（愛護手帳）	A

(4) 精神障害者の範囲

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲 (精神障害者、精神障害者と生計を一にする者又は精神障害者を常時介護する者が運転する場合)
精神障害者保健福祉手帳	1級

3 減免申請

減免の申請をするときは、減免申請書のほかに次の「提出書類及び提示書類」の区分に対応する書類を「4(2) 提出期限」に記載の期限までに提出し、及び提示してください。

(1) 提出書類及び提示書類等

区 分	提 出 書 類		提 示 書 類						
	軽自動車税（種別割）納税通知書	生計同一証明書	常時介護証明書	マイナンバー関係書類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	運転免許証（運転者の方）
身体障害者自身が運転する場合	◎			◎	○	○	○	○	◎
生計を一にするものが運転する場合	運転者と障害者が同一世帯にある場合			◎	○	○	○	○	◎
	運転者と障害者が同一世帯にない場合		◎	◎	◎	○	○	○	◎
常時介護する者が運転する場合	◎		◎	◎	○	○	○	○	◎

(注1) 前記の表中の記号の意味は、次のとおりです。

◎	必ず提出し、又は提示する必要があるもの。
○	いずれか（複数の手帳を所持している場合は、その全て）の提示が必要であるもの

- (注2) 複数の手帳の交付を受けている方は、交付を受けている全ての手帳を提示してください。
- (注3) 生計同一証明書及び常時介護証明書については、市役所社会福祉課（1階）にお尋ねください。
- (注4) 生計同一証明書及び常時介護証明書は、減免申請前3月以内に発行されたものに限りです。
- (注5) マイナンバー関係書類とは、マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カードをいいます。
- (注6) 障害のある方が施設等に入所している場合は、減免の対象外となります。
- (注7) 郵送で申請を行う際には、提出書類は原本（軽自動車税（種別割）減免申請書については、東海市のホームページからダウンロードしてください。）、提示書類はその写しを提出してください。

4 減免申請書の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

下記提出先への持込み又は郵送

(2) 提出期限

毎年度納期限の7日前まで。（郵送の場合は、当日消印有効）

(3) 提出先

〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地

東海市役所 税務課 税制担当（1階）

電話 052-603-2211 内線112
0562-33-1111

5 減免の判定時期及び適用

減免の要件に該当するかどうかの判定は、当該年度の4月1日（賦課期日）時点の現況により行います。従って、これらの日より後に減免要件に該当することとなった場合は、翌年度からの減免になります。

6 減免の決定時期

減免の決定については、6月上旬から中旬までを目途に行い、減免の決定通知書を送付します。軽自動車税（種別割）納税証明書継続検査用については、この通知書に同封しますので、この時期より前に必要な場合は、「4(3) 提出先」に記載の連絡先までお問い合わせください。

◎ 構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等に係る減免について ◎

構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等について、その軽自動車税（種別割）の減免をしています。

1 軽自動車等の範囲

自動車検査証の車体の形状欄に車いす移動車又は入浴車と記載されている軽自動車等

2 提出書類等

軽自動車税（種別割）減免申請書、軽自動車税（種別割）納税通知書、写真（車両の標識及び構造変更箇所が分かるもの）及び軽自動車検査証の写し

3 減免申請書の提出方法、提出期限及び提出先

「身体障害者等に対する軽自動車等に係る減免について 4」に記載のとおり。

◎ 公益のため直接専用する軽自動車等に係る減免について ◎

公益のため直接専用する軽自動車等について、その軽自動車税（種別割）の減免をしています。

1 軽自動車等の範囲

- (1) 公益事業を行う社会福祉法人が所有する軽自動車等で、一定の要件を満たすもの
- (2) 公益法人が所有する軽自動車等で、一定の要件を満たすもの
- (3) 特定非営利活動法人が所有する軽自動車等で、一定の要件を満たすもの

※ 詳しくは、「身体障害者等に対する軽自動車等に係る減免 4 について(3) 提出先」に記載の連絡先までお問い合わせください。

2 提出書類等

軽自動車税（種別割）減免申請書、軽自動車税（種別割）納税通知書、軽自動車検査証の写し並びに団体又は法人等の規約又は定款の写し

3 減免申請書の提出方法、提出期限及び提出先

「身体障害者等に対する軽自動車等に係る減免について 4」に記載のとおり。

◎ 天災その他特別の事情により滅失し、又は損壊したため使用することができなくなった軽自動車等に係る減免について ◎

災害などにより使用することができなくなった軽自動車等について、その軽自動車税（種別割）の減免をしています。

1 軽自動車等の範囲

減免を受けようとする年の4月1日（賦課期日）から納期限（5月31日（その日が休日の場合は、その直近で休日でない日））の間に暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象や大規模な火事や爆発などにより、滅失し、又は損壊したため使用することができなくなった軽自動車等

2 提出書類等

軽自動車税（種別割）減免申請書、軽自動車税（種別割）納税通知書及び減免申請理由が火災の場合は被災証明書

3 減免申請書の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

下記提出先への持込み又は郵送

(2) 提出期限

災害が発生した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）の納期限のいずれか遅い日まで（郵送の場合は、当日消印有効）

(3) 提出先

「身体障害者等に対する軽自動車等に係る減免について 4(3) 提出先」に記載のとおり。